



令和2年3月24日
九州地方整備局
建政部
国土交通本省、長崎市同時発表

長崎県長崎市の歴史的風致維持向上計画を認定 ～ 長崎県内では初の認定、九州では12都市目 ～

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）法第5条に基づき、長崎市の歴史的風致維持向上計画について、3月24日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定しました。

九州地方では、これまで11都市が認定を受けているところであり、長崎県では初の認定、九州では12都市目の認定となります。 ※詳細は別紙参照



【長崎くんち】

○九州内の認定都市（認定日）

熊本県山鹿市（H21.3.11）、福岡県太宰府市（H22.11.22）、佐賀県佐賀市（H24.3.5）、宮崎県日南市（H25.11.22）、大分県竹田市（H26.6.23）、福岡県添田町（H26.6.23）、熊本県湯前町（H29.3.17）、福岡県宗像市（H30.3.26）、佐賀県基山町（H31.1.24）、佐賀県鹿島市（H31.3.26）、大分県大分市（R1.6.12）

○認定式については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実施を当面の間延期いたします。

【問い合わせ先】

●国土交通省 九州地方整備局 建政部 都市整備課 田中、門垣
TEL：092(471)6331(内線 6161,6163)

○歴史的風致維持向上計画とは

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものです。



○長崎市歴史的風致維持向上計画の概要

長崎市歴史的風致維持向上計画（長崎県長崎市 認定申請日令和2年2月25日）

国宝「大浦天主堂」や国指定の重要文化財「旧グラバー住宅」、重要伝統的建造物群保存地区「長崎市 東山手・南山手 重要伝統的建造物群保存地区」及びその周辺地域と、歴史的建造物等の保存活動の一環として始まった長崎居留地まつりや大浦諏訪神社の大浦くんち等の歴史的風致の維持及び向上を図るため、旧グラバー住宅をはじめとする歴史的建造物の保存修理や、歴史的建造物のライトアップ、市民への歴史学習講座の開催等の事業を位置づけています。



【長崎居留地まつり】

歴史的風致維持向上計画の認定について

令和 2 年 3 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等78市町の計画を認定しています。

このたび愛知県津島市・新潟県佐渡市・長崎県長崎市の歴史的風致維持向上計画を3月24日に認定し、認定都市数は81市町となりました。なお、各市の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省及び各市のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP：

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

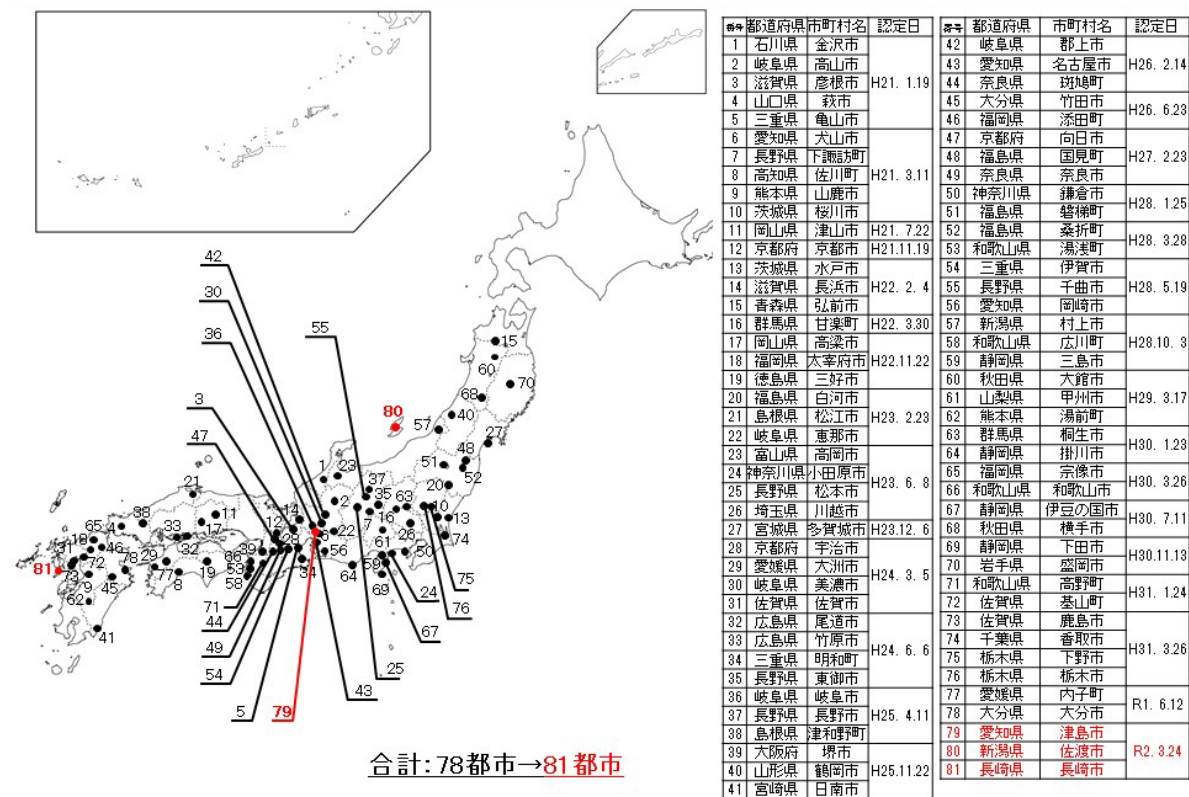


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況